

## 役員等の報酬及び費用弁償規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人紀宝町社会福祉協議会（以下「本会」という。）

定款第18条に規定する役員（理事、監事）および第6条に規定する評議員（以下「役員等」という。）の費用弁償に関し、必要な事項を定める。

### (報酬の額)

第2条 役員等（会長及び常勤役員を除く）に対しての報酬は、これを支弁しない。

2 ただし、下記の業務等に従事した場合は、費用弁償を支給することができる。

- (1) 役員の理事会出席
- (2) 監事の業務監査
- (3) 評議員の評議員会出席
- (4) 役員等の法人業務のための行動
- (5) 理事会が認める部会、委員会への出席

### (費用弁償の額)

第3条 役員等が業務等に従事した場合（出張等）は、費用弁償として職員の旅費規程の例により支給するが、その際の1日当たりの日当及び交通費の支給額は、管内（新宮市、熊野市、御浜町、紀宝町）は、下記のとおりとする。但し、管外出張についての日当は下記のとおりとする。

役職名	管内（交通費含む）	管外（交通費は別）	備考（交通費含む）
理事	3,000円	5,000円	
監事	3,000円	5,000円	※監査時6,000円
評議員	3,000円	5,000円	

2 ただし、行政関係選出区分の役員等については支給しない。

### (費用弁償の支給方法)

第4条 役員等の費用弁償の支給方法等については、本会の旅費規程の例による。

### (その他)

第5条 その他、必要な事項は、理事会及び評議員会の議決を経て会長が定める。

附 則 この規程は、平成18年1月10日から施行する。

### 附 則

- 1 この規程は、平成22年2月1日から施行する。
- 2 平成21年10月1日以降の費用弁償については、第3条第2号を適用し、平成21年9月30日以前についてはなお従前の例による。

附 則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。